本号で公布された法令のあらまし

◇地方自法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四一号）（総務省）

地方自治法の一部を改正する法律（令和四年法律第一〇一号）の施行期日は、令和五年三月一日とすることとした。

◇地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四二号）（総務省）

一　地方自治法施行令の一部改正関係

普通地方公共団体の議会の議員が当該普通地方公共団体から支払を受ける請負の対価の総額の上限額は、三〇〇万円とすることとした。（第一二一条の二関係）

二　市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正関係

地方自治法施行令第一二一条の二の規定は、合併特例区の合併特例区協議会の構成員に係る請負の対価の総額の上限額について準用することとした。（第四一条の二関係）

三　施行期日

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（令和四年法律第一〇一号）の施行の日（令和五年三月一日）から施行することとした。

◇石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（政令第四三号）（総務省）

1　本則

㈠　石油コンビナート等特別防災区域の表示は、令和四年四月一日における行政区画その他の区域等によりされることとした。（第三項関係）

㈡　石油コンビナート等特別防災区域のうち、下松地区についてその指定を解除する等、所要の改正を行うこととした。（別表関係）

2　附則

㈠　罰則の適用について所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

㈡　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五一年政令第一二九号）について所要の改正を行うこととした。（附則第三項関係）

3　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（政令第四四号）（厚生労働省）

一　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正関係

1　障害者雇用率を、国及び地方公共団体にあっては一〇〇分の三と、都道府県等の教育委員会にあっては一〇〇分の二・九と、一般事業主にあっては一〇〇分の二・七と、一定の特殊法人にあっては一〇〇分の三とすることとした。（第二条、第九条及び第一〇条の二第二項関係）

2　単位調整額を、二万九、〇〇〇円とすることとした。（第一五条関係）

3　基準雇用率を、一〇〇分の二・七とすることとした。（第一八条関係）

4　除外率設定機関に係る除外率について、次の表の上欄に掲げる基準割合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとすることとした。（別表第四関係）

基準割合	除外率
一〇〇分の九五以上	一〇〇分の六五
一〇〇分の九〇以上一〇〇分の九五未満	一〇〇分の六〇
一〇〇分の八五以上一〇〇分の九〇未満	一〇〇分の五五
一〇〇分の八〇以上一〇〇分の八五未満	一〇〇分の五〇
一〇〇分の七五以上一〇〇分の八〇未満	一〇〇分の四五
一〇〇分の七〇以上一〇〇分の七五未満	一〇〇分の四〇
一〇〇分の六五以上一〇〇分の七〇未満	一〇〇分の三五
一〇〇分の六〇以上一〇〇分の六五未満	一〇〇分の三〇
一〇〇分の五五以上一〇〇分の六〇未満	一〇〇分の二五
一〇〇分の五〇以上一〇〇分の五五未満	一〇〇分の二〇
一〇〇分の四五以上一〇〇分の五〇未満	一〇〇分の一五
一〇〇分の四〇以上一〇〇分の四五未満	一〇〇分の一〇
一〇〇分の三五以上一〇〇分の四〇未満	一〇〇分の五

二　身体障害者補助犬法施行令の一部改正関係

勤務する身体障害者が身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない事業主は、一の1の改正に伴い、法定雇用障害者数が一人以上である場合の事業主が雇用する労働者の数のうち最小の数を勘案し、三七・五人以上の労働者を雇用している事業主とすることとした。（第二条関係）

三　施行期日等

1　経過措置

㈠　令和八年六月三〇日までの間、一の1の障害者雇用率を、国及び地方公共団体にあっては一〇〇分の二・八と、都道府県等の教育委員会にあっては一〇〇分の二・七と、一般事業主にあっては一〇〇分の二・五と、一定の特殊法人にあっては一〇〇分の二・八とするとともに、一の3の基準雇用率を一〇〇分の二・五とすることとした。（附則第三条第一項関係）

㈡　二の勤務する身体障害者が身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない事業主は、令和八年六月三〇日までの間、四〇人以上の労働者を雇用している事業主とすることとした。（附則第四条関係）

㈢　その他この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条及び第三条第二項関係）

2　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、一の2については令和五年四月一日から、一の4については令和七年四月一日から施行することとした。